

【退職後の収入試算】

～ 再就職活動の参考資料としてご活用ください ～

早期再就職を実現することは、経済的観点からお勧めです。

早く収入が得られることに加えて「**再就職手当**」※1を受給できるため、**基本手当**※2を満額受給した方と比較して年間の総収入額が高くなるケースもあります。

また、再就職手当を受給した方で、再就職先での6か月間の賃金が離職前の賃金より低い場合に「**就業促進定着手当**」※3が受けられます。

以下の例をご参照の上、退職後の収入を中長期スパンで確認してみてくださいはいかがでしょうか。

※1、3 各手当の受給には、支給要件を満たす必要があります。ご注意ください。

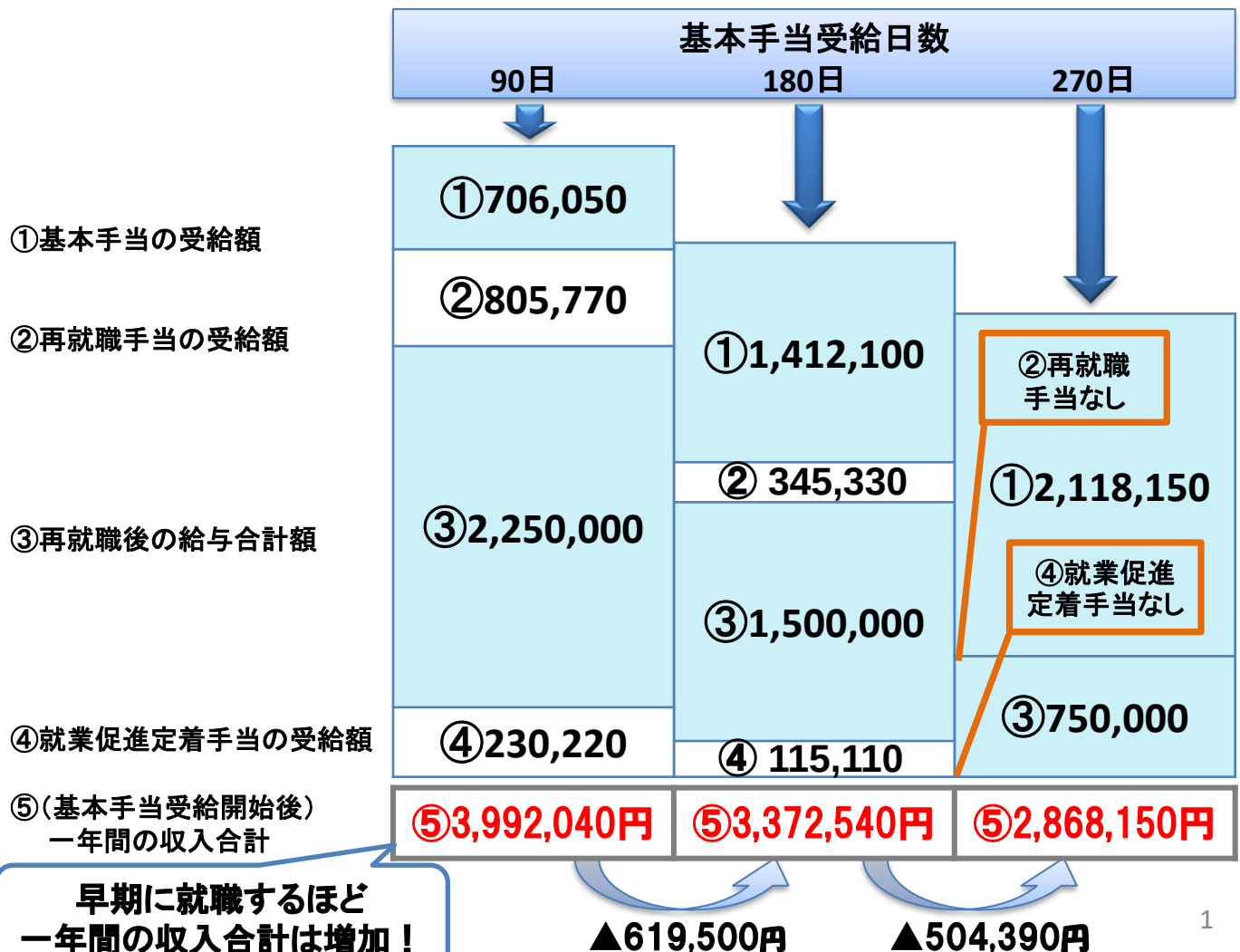
※2 基本手当：いわゆる通常の失業給付のことです。

Aさん(44歳)の例

◆24歳から20年間勤めた会社を退職(会社都合)

◆失業等給付詳細： 基本手当日額：7845円／離職時賃金日額：15690円／所定給付日数：270日

◆再就職先情報： 月収25万円で就職 ※基本手当受給日数90・180・270日で就職(常用雇用等)

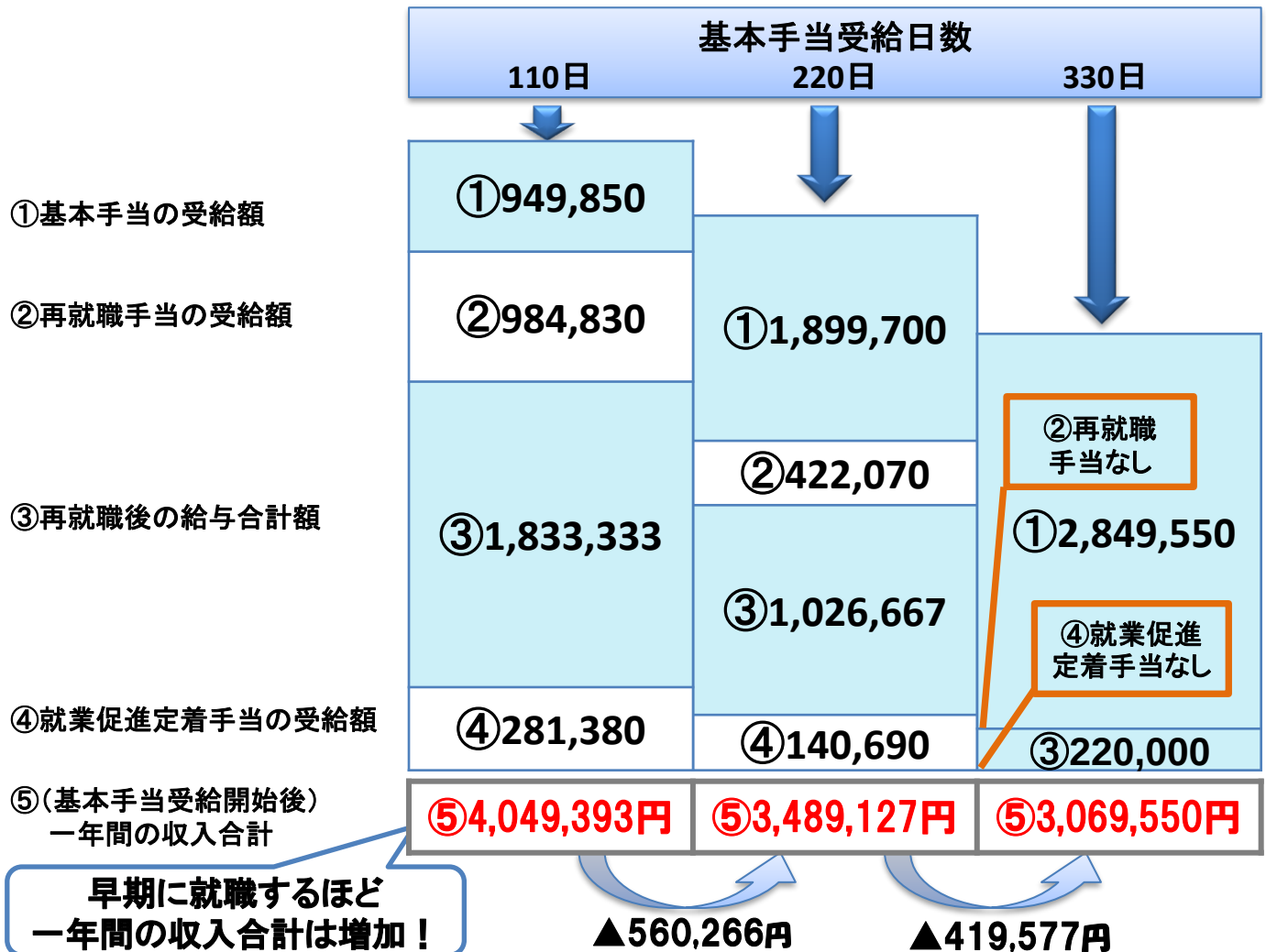


Bさん(55歳)の例

◆大学卒業後33年間勤めた会社を退職(会社都合)

◆失業等給付詳細: 基本手当日額:8635円/離職時賃金日額:17270円/所定給付日数:330日

◆再就職先情報: 月収22万円で就職 ※基本手当受給日数110・220・330日で就職(常用雇用等)



①基本手当: 基本手当日額 × 受給日数

②再就職手当: ※支給上限額あり

支給日数が所定給付日数の3分の2以上残して就職 → 基本手当の支給残日数の70%の額

支給日数が所定給付日数の3分の1以上残して就職 → 基本手当の支給残日数の60%の額

③再就職後の給与: 月額給与 × 勤務月数

④就業促進定着手当: 再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合、低下した賃金の6か月分 ※基本手当の支給残日数の20%を上限

※ご参考までにご自身の手当に合わせて上記を算出する別紙「計算シート」もご利用ください。
但し、あくまで試算です。支給要件がありますので、正式額はハローワークにご確認ください。
申請期間・申請書類など手続き方法の詳細についてもハローワークにお尋ねください。